

農地を取得した場合の登録免許税の特例

～ 農用地利用集積等促進計画等による農地の取得を後押しします ～

本則

農地の所有権移転登記を行う場合には、通常、次の算式により登録免許税が課税されます。

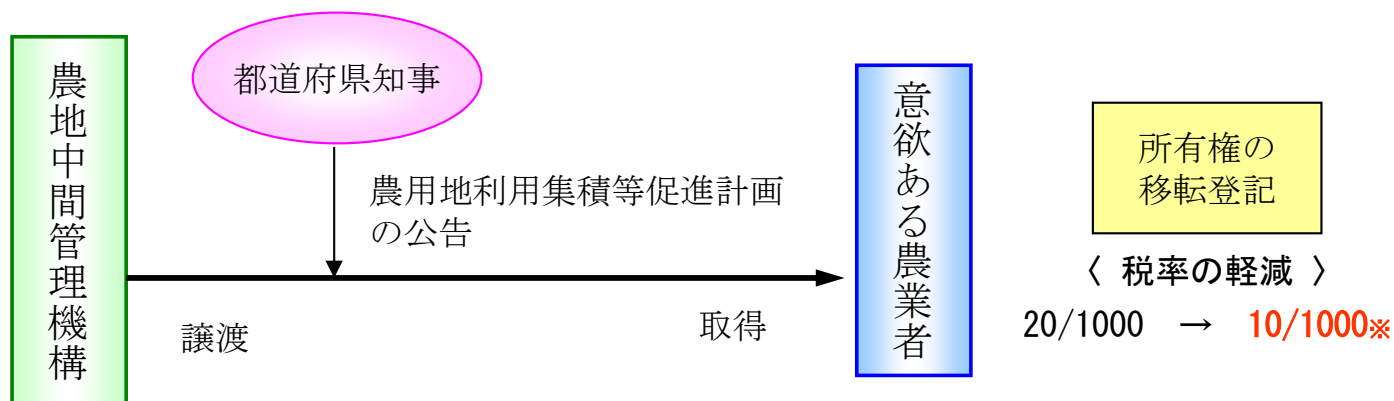
$$\text{税額} = \text{不動産の価格（固定資産課税台帳価格）} \times \text{税率（売買20/1000）}$$

（注）売買による税率は、令和8年3月31日までは、15/1000とされています。

特例

- （1）意欲ある農業者が、農用地利用集積等促進計画により農地を取得した場合には、登録免許税の税率が~~10/1000~~に軽減されます。
 - （2）農地中間管理機構が、農地売買等事業により農地を取得した場合には、登録免許税の税率が~~10/1000~~に軽減されます。
- ただし、特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限りです。

（1）意欲ある農業者が、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画により農地を取得した場合
（租税特別措置法第77条）



（注）特例の対象となる「意欲ある農業者」

認定農業者、特定農業法人、市町村基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たす者、経営規模の拡大を行おうとする者で一定の要件を満たす者（地域の担い手）

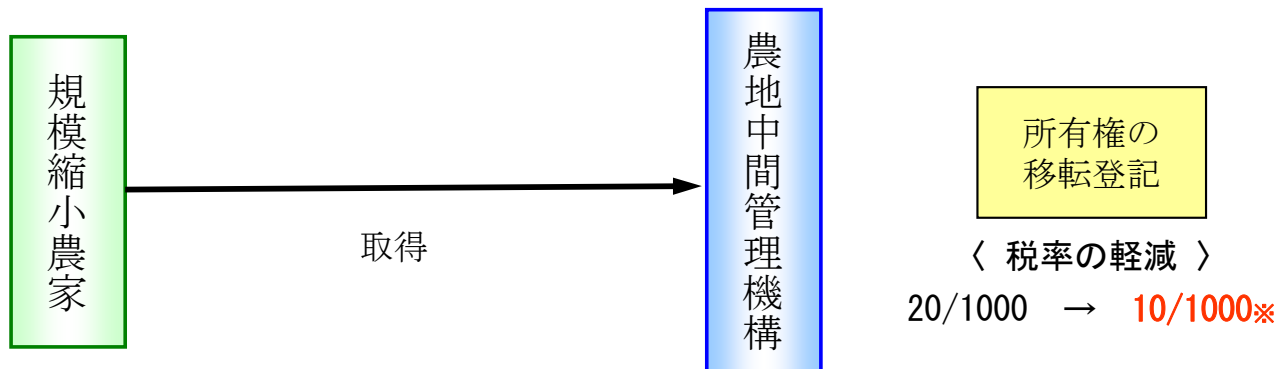
※ 公告から1年以内に行われる登記が対象となります。

※ 令和8年3月31日までに取得した場合の税率です。

※ 福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画による取得を含みます。

※ 経過措置として、旧農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による取得も対象となります（地域計画が定められるまでの間。最長令和7年3月31日まで。）。

(2) 農地中間管理機構が、農地売買等事業により農地を取得した場合
(租税特別措置法第77条の2)



※ 取得から1年以内に行われる登記が対象となります。

※ 令和8年3月31日までに取得した場合の税率です。

担当部署 農林水産省 経営局 農地政策課 企画グループ
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164
(ダイヤルイン)03-6744-2150